

お知らせ

不動産登記規則及び企業担保登記規則の一部を改正する省令（令和七年法務省令第四十九号）の施行により、令和8年10月1日以降に受け付けた不動産登記申請については、不動産登記受付帳（行政文書）に「登記の目的」及び「不動産所在事項」が表記されなくなります（同年9月30日までに受け付けた申請に係る不動産登記受付帳については、「登記の目的」及び「不動産所在事項」は表記されます。）。

なお、商業登記受付帳及び法人登記受付帳においては、何ら変更はありませんので申し添えます。

令和8年9月

鹿児島地方法務局総務課（電話 099-219-2100 ）